

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の概要

1. 第1条関係

社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成14年政令第362号）について、以下のとおり規定の整備を行う。

(1) 第27条の2

振替口座簿の記録事項として、処分の制限に関する事項を定める。

(2) 第27条の3～第27条の6

振替受益権の併合・分割や信託の併合・分割に伴い、振替受益権に端数が生ずる場合における振替機関等の処理方法等について定める。

(3) 第27条の7～第27条の12

振替受益権を信託財産とする場合における振替口座簿への記録の手續等について定める。

(4) その他形式的な規定の整備（第13条，第65条）

2. 第2条～第5条関係

以下の各政令について、登記申請の添付情報に関する規定を整備する。

(1) 建設機械登記令（昭和29年政令第305号）

(2) 不動産登記令（平成16年政令第379号）

(3) 船舶登記令（平成17年政令第11号）

(4) 農業用動産抵当登記令（平成17年政令第25号）

3. 政令（案）の施行時期

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第61条の施行の日とする。